

(1) 諮問事項

ア 平成 27 年度指定候補文化財について

第 1 号「観音寺木造聖観音菩薩立像」の指定について

名 称 観音寺木造聖観音菩薩立像 1 軀

種 別 有形文化財（彫刻）

所在地 桜区大字宿 147

所有者 宗教法人 観音寺

観音寺は、さいたま市桜区大字宿に所在する浄土宗寺院である。本尊、銅造阿弥陀三尊像（市指定有形文化財）は、善光寺式阿弥陀三尊像で室町時代の作。また、境内の観音堂は、江戸時代後期の建築である。

本像は、この観音堂の本尊で、新秩父観音霊場第 25 番札所の本尊でもある。

一木造、漆箔、玉眼。像高 55.6 cm、臂張り 17 cm。頭体主要部は一材とし、耳前で前後に矧ぎ、内刳を施し、玉眼を嵌入する。右手は屈臂し蓮華を執り、左手は垂下し掌を前に 5 指を伸べ、右足を遊足にし、右腰を捻り蓮台に立つ。宝髻は毛筋彫し、地髪はまばら彫、後頭部は素彫。天冠台あり。耳朶は環状。毛髪 1 条を耳前に通す。白毫相、三道相を表わす。鼻孔を穿つ。肉身部は黒漆地に漆箔。上半身には条帛と肩衣を纏い、下半身には裳を履き、腰布を付ける。全体として剥落が進むが、保存のよいところでは金箔が残る。衣紋表現は流麗だが、形式化が進む。鎌倉末～南北朝時代の造営と思われる。寺名の「観音寺」は、この像に由来する。いずれにしても、14 世紀前半に、これだけの尊像を安置する寺であったことが推測できる資料である。



第2号「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について

名称 東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像 1 軀
種別 有形文化財（彫刻）
所在地 浦和区瀬ヶ崎 2-15-3
所有者 宗教法人 東泉寺

東泉寺は、さいたま市浦和区瀬ヶ崎に所在する天台宗寺院で、緑区中尾にある吉祥寺の隠居寺であった。

本像は、瀬ヶ崎地内の田中山にあった虚空蔵堂の本尊として信仰されてきた仏像で、『新編武蔵風土記稿』に、その堂名が見られる。堂宇の取り壊しにより同寺に安置されている。

ヒノキ材一木造、彫眼、素地に截金・金泥彩を施す。像高 23.7cm、膝張り 16.5cm。頭体部一材。内刳なし。裳先を含む膝前材を寄せる。左手袖先上半分が別材。両手首先も各々別材。宝冠部分は別材。宝珠別材。頭飾、冠絵、胸飾は鍍金銅板製。截金は、着衣（裙、覆肩衣、袈裟）の衣文稜線部並びに覆肩衣縁・袖口部、袈裟縁・条葉部、さらに蓮台蓮弁葉脈に置く。高髻を結び、天冠台（紐二条に花飾り付き）を付け、八面宝冠を頭に戴く。地髪は前面、側面部毛筋彫り。後頭部はまばら彫り。三道相。耳朶環ならず。鼻孔・耳孔は穿たず。裙・覆肩衣・袈裟を着ける。右肩を深く覆肩衣で被い、袈裟は左肩から右肩に浅くかかり右腋下をまわって右脇腹で覆肩衣を挟んで再び左肩にかかる。左手屈臂し、掌を上を第 3、4 指をやや上へ曲げ、宝珠を持つ。右手屈臂し、右膝の上に五指を伸べて置く。台座は、蓮台、敷茄子、薬、反花、岩座からなる。光背は、頭光・身光の二重円相に周縁部蓮弁型透彫雲焰文を配す。頭光は中心に八葉蓮華文透彫を表し、光脚は藻文を彫りつけ、底は紐二条とする。光背、蓮台（蓮華・敷茄子・薬・反花）は、当初のものと思われる。

吉祥寺末の寺院には、室町期と思われる像が残されているが、なかでも本像は、室町時代初期まで遡れる秀作とみられる。



第3号「鹿手袋の祭ばやし」の指定及び保存団体の認定について

名 称	鹿手袋の祭ばやし
種 別	無形民俗文化財
保存団体の名称	鹿手袋囃子連
保存団体の所在地	南区鹿手袋

この囃子は、南区鹿手袋に伝わるもので、主に八幡神社の祭礼で演奏される。起源は江戸時代後期に大久保領家（桜区）から伝授されたもので、地域的特色が顕著である。神田囃子系の古囃子で、一般には「領家っばやし」と呼ばれているものである。

八幡神社では、2月の初午に境内の稲荷社で、7月14日に近い日曜日は境内の須賀神社で囃されるが、7月は天王様の祭礼で、神輿の渡御とともに山車に乗ったお囃子が地区内を巡行する。1尺2寸の大太鼓1（オカ）、小太鼓2（ツケ）、7穴の笛1、鉦1の五人囃子で構成され、ヤタイバヤシ（屋台囃子）、ショウデン（昇殿）、カマクラ（鎌倉）、シチョウメ（四丁目）、カンダマル（神田丸）、オドリバヤシ（踊り囃子）の6曲が演奏される。また、ヤクモノと呼ばれる面をつけての踊りには、獅子舞、火男、岡目があり、古い時代に行われていたであろう「万作」の名残を示していると考えられる。

保存会は、平成26年度は25名からなる。5月の連休明けから7月の祭礼まで練習を行い、祭礼にそなえる。小学生など子どもについても、保存会が中心となり、熱心に後継者育成の活動を行っている。また、鹿手袋以外、桜区田島の氷川神社の祭礼や浦和まつりなどへも参加し、囃子の公開に努めている。武蔵浦和駅に近く、移住した新住民も多い地域であるが、新旧の住民が一緒になり、地域の芸能を伝えていこうとする意欲にあふれている。



(2) 報告事項

第1号 平成27年度文化財保護及び保存事業の概要について

1 文化財保護審議会

会議

- | | |
|---------------------|------------|
| 第1回「平成27年度文化財指定諮問」他 | 平成27年5月25日 |
| 第2回「平成27年度文化財指定審議」他 | 平成28年1月予定 |

2 文化財の調査

- (1) 指定候補調査
- (2) 指定文化財の調査
 - ア 国指定文化財調査
 - イ 県指定文化財調査
 - ウ 市指定文化財調査
- (3) 一般調査

3 文化財保存事業(補助金交付事業)

- (1) 国指定
 - ア 重要無形民俗文化財「岩槻の古式土俵入り」天幕復元新調
／笹久保の古式子ども土俵入り保存会
 - イ 重要無形民俗文化財「岩槻の古式土俵入り」後継者育成・公開
／釣上の子ども相撲土俵入り保存会
- (2) 県指定
 - ア 有形文化財(建造物)「氷川女體神社社殿」内部彩色
 - イ 有形文化財(典籍)「紙本墨書大般若波羅蜜多經」裏打ち修理
- (3) 市指定
 - ア 有形文化財(建造物)「調神社旧本殿」修理
 - イ 無形民俗文化財「見沼通船舟歌」後継者育成・公開
 - ウ 無形民俗文化財「秋葉ささら獅子舞」後継者育成・公開
 - エ 無形民俗文化財「日進餅つき踊り」後継者育成・公開
 - オ 無形民俗文化財「大久保領家の民謡と踊」後継者育成・公開
 - カ 無形民俗文化財「砂の万灯」(西本組)後継者育成・公開
 - キ 無形民俗文化財「砂の万灯」(中組)後継者育成・公開
 - ク 無形民俗文化財「砂の万灯」(中本組)後継者育成・公開
 - ケ 無形民俗文化財「神田の祭りばやし」後継者育成・公開

4 指定文化財の普及啓発

- (1) 刊行物

- ア 文化財時報「樞りぼーと」(第 57 号～第 60 号)
 - イ 文化財保護年報 No. 15 (平成 26 年度)
 - ウ 文化財調査報告書第 12 集
 - エ 「田島ヶ原サクラソウ自生地」パンフレット (増刷)
 - オ さくらそう通信 (28 号)
 - カ 見沼通船堀パンフレット (整備事業)
- (2) 啓発事業
- ア 見沼通船堀開門開閉実演
平成 27 年 8 月 26 日 10 時～・13 時～ (2 回実演)
会場／見沼通船堀東縁開門
 - イ 鈴木家住宅附属建物の公開 通年 (毎週土・日曜日)
 - ウ サクラソウ Weeks2015
平成 27 年 3 月 27 日から 4 月 26 日
会場／田島ヶ原サクラソウ自生地、桜区役所
 - エ 与野文化財資料室の公開 通年

5 指定史跡等の保存管理

- (1) 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」
- ア 開花期の監視・普及活動
 - イ 株数調査
 - ウ 外来植物等の除去
 - エ 冬枯れした植物の除去
- (2) 国指定史跡「見沼通船堀」
- ア 清掃業務、鈴木家住宅防災設備保守点検
 - イ 鈴木家住宅附属建物公開に伴う管理、東縁休憩施設維持管理
 - ウ 修繕 (土留、休憩施設)
 - エ 東縁再整備事業 (測量、実施設計、休憩施設改修)
- (3) 国指定史跡「真福寺貝塚」
- ア 通常管理 草刈
 - イ 指定地の植生調査
 - ウ 保存管理計画策定
- (4) 県指定史跡「馬場小室山遺跡」
- ア 通常管理 草刈・樹木剪定等
 - イ 保存管理方針の検討

6 指定文化財等の管理

- (1) 市管理史跡等の巡検
- ア 巡検対象 (16 箇所)
 - (ア) 国指定史跡「見沼通船堀」、「真福寺貝塚」

- (イ) 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」
- (ウ) 市指定有形文化財「岩槻城城門(黒門)」、「岩槻城裏門」、「時の鐘」
- (エ) 市指定有形民俗文化財「庚申塔」
- (オ) 市指定史跡「側ヶ谷戸古墳群」(稲荷塚古墳、台耕地稲荷塚古墳、茶臼塚古墳)、
「大戸貝塚」、「藤橋の六部堂」、「馬場小室山遺跡」
- (カ) その他 「錦乃原桜草園」、「斎藤治水翁碑」、「五味貝戸貝塚」
- (2) 市指定有形文化財「時の鐘」鐘楼用地
 - ア 通常管理 草刈・樹木剪定
- (3) 市指定史跡「側ヶ谷戸古墳群」
 - ア 通常管理 草刈・樹木剪定
- (4) 県選定重要遺跡「五味貝戸貝塚」
 - ア 通常管理 草刈
- (5) 指定建造物の修理
 - ア 市指定有形文化財「岩槻城城門(黒門)」等の修理方針検討

7 埋蔵文化財の調査・保存

- (1) 開発事業との調整
- (2) 確認調査等の実施(国庫補助事業)
- (3) 発掘届の受理・指示
- (4) 市内遺跡発掘調査(国庫補助事業)の実施
- (5) 出土品再整理・再収納(国庫補助事業)の実施
- (6) 出土品の鑑査及び文化財認定
- (7) 出土品の保存処理・分析(国庫補助事業)
- (8) さいたま市遺跡調査会による発掘調査の指導

8 埋蔵文化財の普及啓発

- (1) 土器の館の公開
- (2) 最新出土品展(国庫補助事業)
 - 平成27年9月8日から平成27年12月中旬(予定)
 - 会場/さいたま市立博物館、浦和区役所他
- (3) 市内遺跡発掘調査成果発表会(国庫補助事業)
 - 平成27年9月12日
 - 会場/さいたま市立博物館
- (4) 教職員対象考古学講座
 - 平成27年7月下旬(予定)
 - 会場/未定
- (5) 発掘調査報告書の刊行
 - ア さいたま市内遺跡発掘調査報告書第15集
 - イ さいたま市埋蔵文化財調査報告書第11集